

水第 7 号議案 横浜市水道条例の一部改正について

1 趣旨

水道法施行令の一部が改正されたため、「横浜市水道条例」の関係部分について改正します。

2 条例改正の概要

条例では、「布設工事監督者（※1）」及び「水道技術管理者（※2）」の資格要件を水道法施行令に準じて定めています。

このたび、「学校教育法の一部を改正する法律」が平成 31 年 4 月 1 日に施行されますが、この改正は、大学制度の中に、実践的な職業教育に重点を置いた「専門職大学（※3）」等を設けるものです。この改正に伴い、水道法施行令に定められる資格要件に専門職大学前期課程修了者が追加されるため、条例にも同資格を追加します。

- (1) 布設工事監督者の資格（条例第 36 条の 5 第 3 号）
- (2) 水道技術管理者の資格（条例第 36 条の 6 第 2 号）

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

【参考】

- (※1) 布設工事監督者：水道施設の新設又は水道法施行令で定めるその増設若しくは改造の工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者。
- (※2) 水道技術管理者：水道の管理に関する技術上の業務を担当し、それらの業務に従事する他の職員を監督する者。
- (※3) 専門職大学：学校教育法の一部改正により、大学制度の中に新たに位置づけられた専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関。4年制の課程を前期（2年または3年）及び後期（2年または1年）に区分することができ、課程修了者には文部科学大臣が定める学位が授与される。

現行	改正案
<p>○横浜市水道条例 昭和 33 年 4 月 1 日 条例第 12 号</p> <p>(第 1 条から第 36 条の 4 まで省略)</p> <p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第36条の 5 法第12条第 2 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学 _____ _____又は高等専門学校に おいて土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後 _____ _____, 5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>第 7 章 水道技術管理者の資格</p> <p>第36条の 6 法第19条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第 1 号、第 3 号又は第 4 号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後 _____ _____, 同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 4 年以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者 _____ _____については 6 年以上、同条第 4 号に規定する学校を卒業した者については 8 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>○横浜市水道条例 昭和 33 年 4 月 1 日 条例第 12 号</p> <p>(第 1 条から第 36 条の 4 まで省略)</p> <p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第36条の 5 法第12条第 2 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学 <u>(同法による専門職大学の前期課程を含む。)</u> 又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後 <u>(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)</u>、5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>第 7 章 水道技術管理者の資格</p> <p>第36条の 6 法第19条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第 1 号、第 3 号又は第 4 号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後 <u>(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)</u>、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 4 年以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者 <u>(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)</u> については 6 年以上、同条第 4 号に規定する学校を卒業した者については 8 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(以下省略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>